

県南広域振興局長告示第68号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、猿ヶ石北部土地改良区（花巻市）から役員の退任について次のとおり届出があった。

令和元年10月25日

県南広域振興局長 平 野 直

理事

梅 原 二 夫 花巻市東和町東晴山11区390番地